

協議第24号

商工労働観光関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱い
<p>1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 中小企業利子等補給事業については、<u>合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。</p> <p>4 勤労者福祉資金貸付事業については、<u>幕別町の例により</u>、合併時に再編する。</p> <p>5 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。</p> <p>6 消費者相談事業については、合併時に再編する。</p> <p>7 観光イベント事業については、新町において調整する。</p> <p>8 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

「協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 中小企業利子等補給事業については、<u>中小企業融資事業として、合併時に再編する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。</p> <p>5 <u>商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u></p> <p>6 <u>中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。</u></p> <p>7 消費者相談事業については、合併時に再編する。</p> <p>8 <u>消費生活モニターについては、合併時に廃止する。</u></p> <p>9 観光イベント事業については、新町において調整する。</p> <p>10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	<p>1 略</p> <p>2 中小企業利子等補給事業については、<u>合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 勤労者福祉資金貸付事業については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>5 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。</p> <p>6 消費者相談事業については、合併時に再編する。</p> <p>7 観光イベント事業については、新町において調整する。</p> <p>8 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
中小企業融資事業	<ul style="list-style-type: none"> 名称 中小企業融資事業 貸付対象者 町内に同一事業を引き続き1年以上営む者 資金の種類、貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 500万円以内 5年以内 設備資金 2,000万円以内 10年以内 近代化資金 3,000万円以内 10年以内 補助制度 運転資金、設備資金、近代化資金の保証料及び利子に対する助成 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 中小企業特別融資事業 貸付対象者 村内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 資金の種類、貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 500万円以内 5年以内 設備資金 500万円以内 5年以内 補助制度 中小企業者事業資金利子補給費補助金により、運転資金、設備資金の利子に対する助成 	<p>合併時に再編する。 ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。</p>	<p>合併時に再編する。 ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p><u>資金の種類、貸付条件</u> <u>運転資金</u> <u>500万円以内</u> <u>5年以内</u> <u>設備資金</u> <u>3,000万円以内</u> <u>15年以内</u> <u>近代化資金</u> <u>3,000万円以内</u> <u>15年以内</u> <u>・補助制度は、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p>
中小企業利子等補給事業	<p>該当なし</p> <p>中小企業融資事業に対する補助制度として実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 名称 中小企業者事業資金利子補給費補助事業 対象者 常時使用する従業員の数が、30人以下の商業、サービス業、工業及び運送業を行う法人及び個人 	<p><u>中小企業融資事業として、合併時に再編する。</u></p>	<p><u>合併時に廃止する。</u> <u>ただし、合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐものとする。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
中小企業利子等補給事業(つづき)		<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業資金 国民生活金融公庫資金、環境衛生金融公庫資金、村の特別融資金、貯蓄共済融資金、道の制度融資金 ・利子補給の額 借入金 3,000万円以内 利子補給額 借入利率1.5%を超える額。ただし、補給率は2.0%以内 		
勤労者対策事業				
勤労者福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 町内に1年以上住所を有する勤労者で町税等公共料金を滞納していない者 ・資金の種類、貸付条件 一般資金 100万円以内 5年以内 教育資金 100万円以内 5年以内 	該当なし	新町の事業として、 <u>合併時に再編する。</u>	幕別町の例により、 <u>合併時に再編する。</u>
商工業後継者結婚祝金事業	該当なし	該当なし	<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u>	(削除)
消費生活モニター	該当なし	該当なし	<u>合併時に廃止する。</u>	(削除)